プレミアム付商品券の申請受付中です



消費税・地方消費税率引き上げによる低所得・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起・下支えすることを目的とし、低所得者と子育て世帯を対象に、プレミアム付商品券の発行・販売を実施します。

対象者

- 1 平成31年1月1日に名寄市に住所を 有し、令和元年度の住民税が非課税であ る者(住民税課税者と生計同一の配偶者、 扶養親族、生活保護受給者などを除く)
- 3 令和元年7月31日に名寄市に住所を 有し、令和元年6月2日以降に生まれた 子が属する世帯の世帯主
- 2 令和元年6月1日に名寄市に住所を 有し、平成28年4月2日以降に生まれた 子が属する世帯の世帯主
- 4 令和元年9月30日に名寄市に住所を 有し、令和元年8月1日から9月30日ま でに生まれた子が属する世帯の世帯主

申請方法

申請が必要な方 対象者 1 に該当する方で、商品券の購入を希望する場合 ※対象者 2 から 4 までの該当者は申請不要です。

申請方法 持参または郵送

申請窓口 ①市役所名寄庁舎 1 階特設窓口 ②市役所風連庁舎 1 階特設窓口 ③市役所智恵文支所

郵送先 〒096-8686 名寄市大通南1丁目 プレミアム付商品券担当窓口 宛て

受付期限 10月31日(木)

購入引換券

市より、該当する低所得者世帯・子育て世帯宛て商品券の購入引換券を9月中旬以降送付します。 ※対象者 1 の方で、申請書の審査後、該当とならない場合には、不決定通知書を送付します。

名寄市に転入された方へ

名寄市以外の自治体で発行された購入引換券をお持ちの方は、名寄市発行の購入引換券に交換できます。交換できるのは、他自治体での商品券未購入分となります。

交換場所 市役所名寄庁舎 1 階特設窓口 / 交換開始日 9月2日(月)から

※交換の際には、購入引換券に記載された氏名と一致する資料や現住所地を示す資料の提示が必要です。 ※自治体により、商品券の購入期間や使用期間等が異なりますのでご注意ください。

販売・利用期間

なよる地域商品券販売事業実行委員会にて販売します。商品券購入の際の持ち物などについては、 購入引換券に同封されるチラシをご確認ください。

販売期間 9月24日(火)~令和2年2月28日(金)

販売場所 名寄商工会議所(駅前交流プラザ「よろーな」内)

風連商工会(ふうれん地域交流センター内)

利用期間 10月1日(火)~令和2年3月31日(火)

※利用可能店舗には「なよろ地域商品券取扱店」ステッカーが貼ってあります。 🥕

※利用可能店舗一覧は購入引換券送付時に同封するほか、広報なよろ9月号と同時配布します。

問い合わせ 名寄市プレミアム付商品券担当窓口(名寄庁舎1階) **←**01654③2111(内線3198、3199)